



平成23年度予算・規約の一部改定など可決 第146回通常組合会開催される

平成23年度の事業計画、予算などを審議する第146回通常組合会が去る2月24日(木)午後3時から神奈川県歯科保健総合センター15階中会議室にて開催された。

五十川理事の司会で幕を開けた組合会は、横山事務長の点呼に続き、西野理事により開会の挨拶がなされた。

続いて、菅野議長より組合会議長挨拶がなされ、議長一任により、鶴見支部長崎康俊議員、海老名支部志村昌議員が議事録署名人に選出された。続いて、小澤理事長より、「組合の運営はおかげ様で順調に推移しているところでございますが、残念なことに財政的には決算は赤字という見込みとなっております。この最大の理由は医療費が異常に伸びていること、それから後期高齢者支援金を少なめに保険料を取っているために、繰越金から充当しているという点もございいます。この度、行政刷新会議の事業仕分けから始まりまして、国保組合に

対する厳しい目が向けられております。さし当てる課題としては、療養付加金の問題がございいます。本議案に記載のありますとおり当国保組合で行っております、一部負担金の療養付加金による償還払いにつきましては、国庫補助のない健康保険組合とのバランスを図るべきと指摘がございいます。これに対応することが今後の国保組合のためになることと、財政的な問題もございまして段階的に療養付加金の足切り額を上げていく方針を採っていくことが肝要であると思っております。さて、本組合の平成23年度の予算編成の特徴といたしましては、増加し続ける医療費に対する予算確保をすること、後期高齢者支援金分保険料の財源確保として前期高齢者納付金の納付額の確保、さらに保健事業を前年度並みに踏襲していくことを目的としております。最後になりますがこの3月をもって組合会議員、役員共に任期満了となります。こ

の2年間本当にありがたうございました。皆様方には今後ともご指導・鞭撻を賜りますようお願いいたします。」と挨拶がなされ、田島常務理事から庶務報告、森田常務理事

から会計報告が行われ議事審議に入った。
第1号議案 神奈川県歯科医師国民健康保険組合規約の一部改正(案)について議決を求める件
第2号議案 平成23年度神奈川県歯科医師国民健康保険組合事業計画(案)について議決を求める件
第3号議案 平成23年度神奈川県歯科医師国民健康保

険組合歳入歳出予算(案)について議決を求める件
以上3議案が関連議案につき一括上程され、第1号議案の規約の改正について本郷副理事長より、第2号議案の事業計画について小澤理事長、田島常務理事より、第3号議案の歳入歳出予算について森田常務理事より詳細な説明がなされ、各議案を採決の結果、全議案可決承認された。

第4号議案 神奈川県歯科医師国民健康保険組合組合会議員選挙に伴う総括選挙管理者の承認を求める件
大川理事より、組合会議員の選挙に伴い、総括選挙管理者を本郷副理事長に任命したい旨の説明がなされ、採決の結果、可決承認された。
以上で全日程を終了し、氏家理事の閉会の挨拶で散会した。

要) 第146回通常組合会で 可決された規約の改定内容

平成23年2月24日開催の第146回通常組合会にて議決された改定内容についてお知らせいたします。

・介護保険料について
40歳以上64歳未満の被保険者(第2号被保険者)の方には、介護保険料として、平成22年度は1人月額2,900円を、負担いただいたいております。

・療養付加金について
当組合では、保険医療機関等の窓口にお支払になった一部負担金(薬剤一部負担額を除く)をレセプト1件につき6,000円を差引き、残りの額から100円未満を切り捨てた額を(家族外来分を除く)療養付加金として支給しております。

この金額は厚生労働省告知で定められた平成22年度介護保険第2号被保険者1人当り負担額年額52,107円に基づき算定しておりますが、平成23年度は1人当り負担額年額54,200円に増

額となりました。そこで、平成23年4月分(5月引落し分)より介護保険料を月額3,100円に改定させていただきますこととなりました。

記

保組合に対する厳しい目が向けられており、償還払いにつきましては、国庫補助のない健康保険組合とのバランスを図るべきと指摘がございいます。これに対応することが今後の国保組合のためになることと、財政的な問題もあり、段階的に療養付加金の足切り額を上げていく方針を採っております。

平成23年4月分(5月引落し分)より
介護保険料1人月額
平成23年4月分(5月引落し分)より
2,900円(改定前)
3,100円(改定後)

・療養付加金
平成23年4月診療分より
レセプト1件につき6,000円を差引き、残りの額から100円未満を切り捨てた額(家族外来分を除く)(改定前)
レセプト1件につき12,000円を差引き、残りの額から100円未満を切り捨てた額(家族外来分を除く)(改正後)

昨年行われた行政刷新会議の事業仕分けから始まり、国保組合の皆様のご理解を賜りますようお願いいたします。